

大阪府イノシシ保護管理計画の変更について

変更内容

- 「7 数の調整に関する事項」にくくりわなの制限(12センチメートル以内)の解除を追加。

変更理由

- 大阪府域に生息するイノシシについて、農林業被害防止、個体数調整のため、上記の変更を行い、より捕獲圧を高める。

大阪府イノシシ保護管理計画の変更する項目

変更後(P19)	変更前(P19)
<p>7. 数の調整に関する事項</p> <p>(1) 個体群管理について (略)</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲 (略)</p> <p>(3) 狩猟</p> <p>春先のタケノコ食害の防止と、狩猟者の減少及び高齢化にともなう捕獲圧低下の防止のため、府内全域において、狩猟期間を現行の11月15日～2月15日から1ヶ月延長し、11月15日～3月15日とする。なお、狩猟期間延長については広報やホームページでのPRにより府民等へ周知の徹底を図り、安全管理に努める。狩猟による捕獲状況のモニタリングにより狩猟期間延長の効果を検証し、結果に応じて見直しを行う。</p> <p>また、<u>くくりわなについては輪の直径が12センチメートル以内とする猟法で定められている制限を解除するとともに</u>、狩猟免許のPR、試験の休日実施などにより若年層の狩猟者を増やすよう努める。</p>	<p>7 数の調整に関する事項</p> <p>(1) 個体群管理について (略)</p> <p>(2) 有害鳥獣捕獲 (略)</p> <p>(3) 狩猟</p> <p>春先のタケノコ食害の防止と、狩猟者の減少及び高齢化にともなう捕獲圧低下の防止のため、府内全域において、狩猟期間を現行の11月15日～2月15日から1ヶ月延長し、11月15日～3月15日とする。なお、狩猟期間延長については広報やホームページでのPRにより府民等へ周知の徹底を図り、安全管理に努める。狩猟による捕獲状況のモニタリングにより狩猟期間延長の効果を検証し、結果に応じて見直しを行う。</p> <p>また、狩猟免許のPR、試験の休日実施などにより若年層の狩猟者を増やすよう努める。</p>